新型コロナウイルス感染防止に向けた職員の行動指針 (令和4年7月4日更新)

令和2年4月9日 新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

本学教職員のみなさんには、新型コロナウイルス感染防止のため、自分が感染しない こと、他人を感染させないことを念頭に、以下のことをお願いします。

1. 基本方針

- (1) マスクの着用
 - ・<u>基本的に、大学構内においてはマスク着用(屋外で人が近くにいない時は、除</u> く。)
 - ・食事の時、マスクを外す際は黙食とする。
- (2) 3密の回避及び換気
 - ・換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面 を徹底的に回避
 - ・室内での活動は、定期的な換気を実施
- (3) 手指衛生

2. 具体策

- (1) 勤務上の注意点
 - ○罹患者及び濃厚接触者の疑いがある場合は、出勤を控えること。
 - ○発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる場合は、まずはかかりつけ 医や最寄りの医療機関に電話で相談する。かかりつけ医を持たない場合や受診 先に迷う場合は、福井県の相談窓口「受診・相談センター」TEL(0776)-20-0795 (電話受付時間 8:30~17:15、時間外は携帯電話対応)に相談する(県外 では在住の相談窓口に相談)。また、友人や同居する家族が感染者と診断された 場合など、感染者と濃厚接触した疑いがある場合も同様に相談及び連絡する。
 - ○罹患者及び濃厚接触者になった場合には、「新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の対応」(eOffice「お知らせ」に掲載)により、所属長等へ連絡すること。
 - ○課外活動は、「福井大学学生課外活動の段階的緩和の目安(キャンパス毎)」で示すレベルの範囲内において活動を可能とし、そのレベルの度合いは感染拡大の状

況等により<u>キャンパス毎に</u>決定することとなっているので、顧問教員等は留意する。

- ○関係者の来学及び会議の開催については、オンライン会議等を推奨する。なお、本学の業務上やむを得ず、来学させる場合及び対面での会議を開催する場合は、マスクの着用や3密を徹底的に回避するなど感染拡大防止対策を講じる。
- ○出張等は、訪問先の感染状況や感染防止対策を十分に把握し、特に、海外渡航 の場合には所定の手続きを行い、かつ、外務省の海外安全情報に従って注意深 く対応する。海外から帰国したとき及び継続して感染者が発生している地域か ら福井県に移動した場合は、移動後 10 日間は体調管理を行う。体調の変化があった場合は、職場に連絡し、必要な対応を行う。
- ○生協食堂の利用は、①食堂入口での手洗い又はアルコール消毒、②マスク着用、③黙食、④食事後の速やかな退出、併せて生協の指示に従う。また、生協食堂・売店における昼食時の混雑を回避するため、研究室等で弁当を食すなど、食事場所や利用時間の分散に協力する。
- ○部局長は、職場における感染防止対策を徹底するため、部局の実情に応じた在宅勤務を実施することができる。 また、発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる際は、自宅待機させることとする。

(2) 日常の注意点

- ○常に人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは避けるなど、本 学職員として節度と責任のある行動をとるように心がける。
- ○商業施設利用の際には、「感染防止徹底宣言」ステッカー掲示店舗の利用を推 進する。
- ○他県との往来は、慎重に判断し、やむを得ず往来する場合は、訪問先の感染状況を十分把握した上で、用務場所以外の施設(特に全国的にクラスターが発生しているような施設)に立ち寄らないことに加え、感染防止対策に十分注意して行動する。
- ○新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) を積極的に活用する。
- ○毎日決めた時間に検温し、記録して健康観察を行う。健康チェック表は各自で 保管し、大学からの求めに応じ提出できるようにしておく。
- 〇万一、罹患又は罹患が疑われる際には、過去(特に直近 <u>10 日間</u>)の行動が重要であり、保健所等から聞き取りが行われるので、日常の行動を記録すること。

【問合せ・連絡先】 総務部総務課総務担当

TEL: 0776-27-8936

E-mail: s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp